

高知県南海地震による 災害に強い 地域社会づくり

条例

南海地震による災害に強い地域社会をめざす

ステップアップガイド

この条例は、
防災文化の根付いた
「震災に強い地域社会」に
みんなでステップ・アップ
するためのガイド役です。



たいさくくん



つなみまん



じしんまん

STEP UP!

高 知 県

平成20年4月1日条例施行

高知県防災キャラクター

©やなせたかし

「南海地震への備え」の一步をみんなで踏みだそう。 その先に待っているのが、「震災に強い地域社会」

今世紀前半に発生が懸念される南海地震。ひとたび起これば、多くの県民に大きな影響を与えることになります。被害を最小限にするためには、日ごろから南海地震への備えを心掛けて習慣とする「防災文化」が根付いている必要があります。

どんな習慣にも、「最初に始めた日」があるはずです。条例の施行をきっかけに、「南海地震への備え」をみんなでスタートしましょう。かけがえのない生命を守るために、将来後悔しないために。

次の南海地震で予想される被害

大きな揺れ

1分を超えて続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強ないし震度6強、一部の地域では震度7になります。

大津波

南海地震の発生から、3分ないし30分程度で、すべての沿岸域に津波が押し寄せ、その高さはおよそ6メートルないし8メートル、ところによっては10メートルを超えます。

甚大な被害と地域の孤立

こうした地震の揺れ、津波等によって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。

死傷者 約2万人

全壊・半壊建物 16万7千棟

(第2次高知県地震対策基礎調査より)



昭和南海地震の高知市宝永町の倒壊家屋
(提供：高知市)



県民の備えはまだまだ不十分

現 状

4県(三重県・和歌山県・徳島県・高知県)共同地震・津波県民意識調査 平成19年度調べ

※南海地震・東南海地震に関心を持っている方 **約80%**

※「大きな津波が来る前には必ず海の水が大きく引く」と誤解している方 **約80%**

※津波浸水予想区域に住み、「大きな揺れで、すぐに避難」と知っている方 **約30%のみ**

※家具の全部又は大部分を固定している方 **約5%のみ**

(一部のみ固定している方を合わせても **約30%**)

この結果から、南海地震への関心はあるものの、備えが十分ではないことがわかります。

(前文より)

南海地震は必ず起こる「宿命の地震」

しかし、被害を少なくすることは可能

- ・ 県、市町村等は、被害の軽減のために最大限の努力をする
- ・ 災害から、**自らの生命は自らで守り**、**自分たちの地域は自分たちで守る**という**防災の基本**に立ち、家庭や事業所において備えを行うことや**地域において住民相互の協力による防災活動を行うことが重要**

↓ こうした考えを、みんなで共有し、**それぞれの役割を果たしていく。**

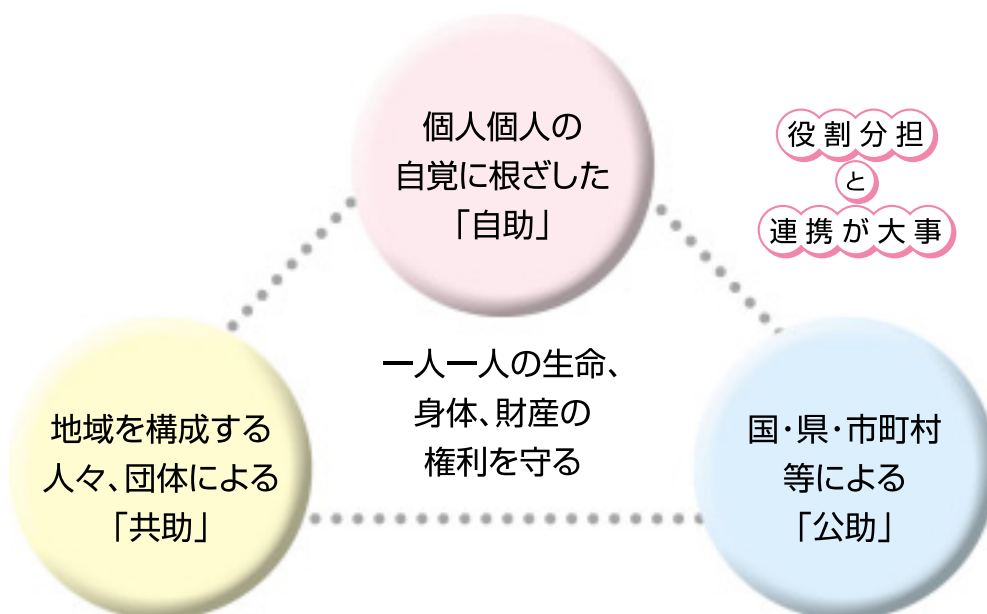
南海地震による災害に強い地域社会を実現

なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定しました。

南海地震による被害の軽減のために、この条例をより所に、みんなで最大限の努力をしていきましょう。

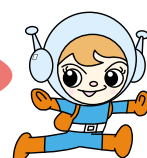
条例の基本理念 (第3条)

南海地震による災害から生命・身体・財産を守ることのできる「震災に強い地域社会」を、みんなの力を合わせてこんなふうの実現していきましょう！



取組の輪を広げ ➡ 全県的な運動として展開 ➡ 備えの習慣 ➡ 生活・仕事・教育に防災文化を根付かせる

震災に強い地域社会の実現

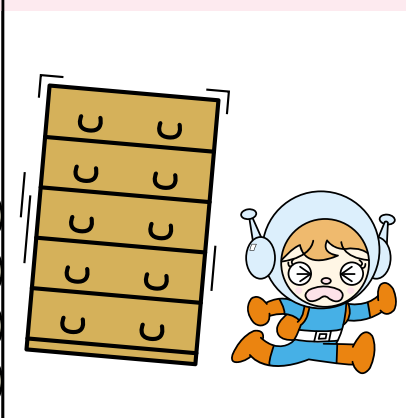


この条例で、震災に強い地域社会にみんなでステップ・アップ！

地震発生時にすること

揺れによる被害

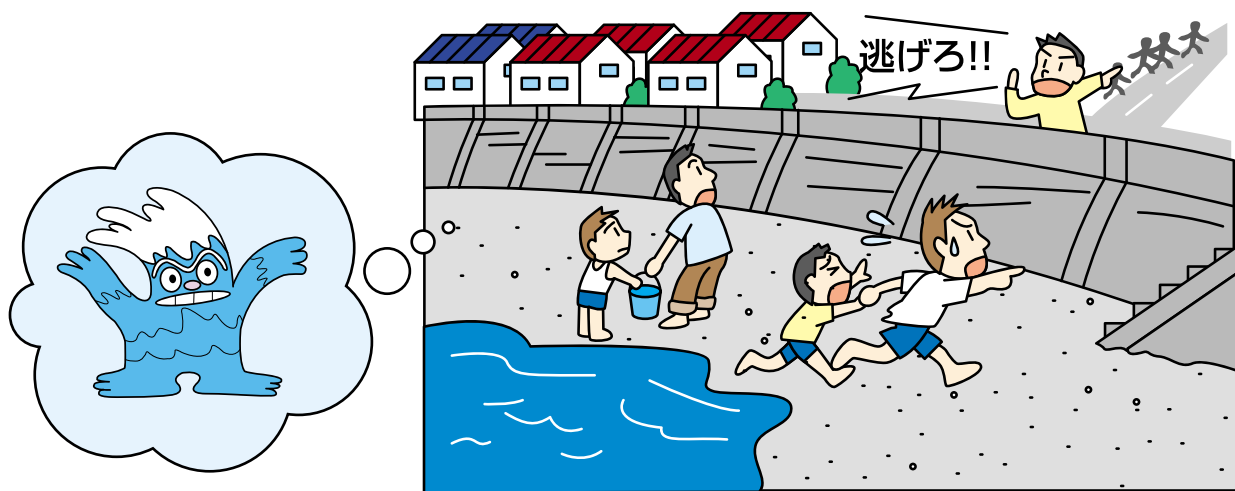
(第8条第1項)

1 地震動警報（いわゆる「緊急地震速報」）を知ったとき、又は地震の揺れを感じたときは……  大きな揺れが来るドーン	2 地震の揺れにより物が転倒し、落下する等のおそれがある場所から直ちに離れる。 	3 頭を保護するなど、自らの安全を確保する。  ③ 机が押しつぶされるほどの重量物が落下する可能性があるときは、机の下でも危険です。より安全な所に逃げましょう。
---	--	--

津波からの避難等

(第14条)

津波警報や津波注意報の発表を待たずに直ちに、原則自動車を使わず、高台等の津波による浸水のおそれがない場所に避難する。警報と注意報が解除されるまで、津波からの避難を続ける。



コラム 覚えておきましょう「津波避難に関する標識」



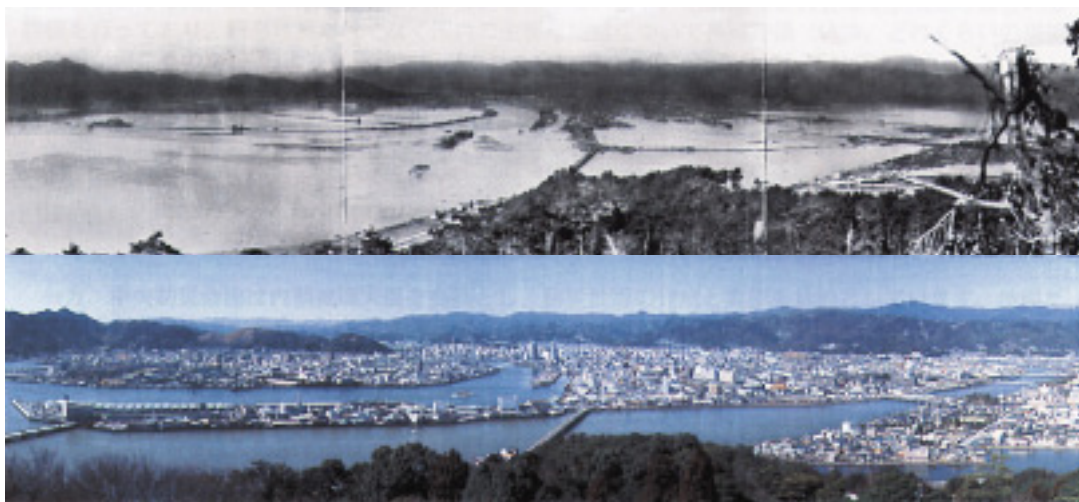
地震発生の後

火災の発生の防止、消火、延焼の防止を行う。（第20条）

土砂災害等の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難する。（第22条）

土砂災害等の危険とは

- 土砂災害：がけ崩れ、地すべり又は土石流
- 河道閉そくによる上流の地域の水没
- 土砂災害の前兆現象
- 地盤沈下による水害（写真下）
- 堤防又はため池の決壊等による水害
- 液状化等による建築物又は公共土木施設等の構造物の倒壊等



昭和の南海地震直後

現在

高知市の五台山から見た昭和の南海地震直後の高知市街と現在の市街。地震後には地盤の沈下によって市内の広い地域が水没しているのがわかります。
（地震直後の写真は高知市提供、現在の写真は高知大学理学部岡村眞教授提供）

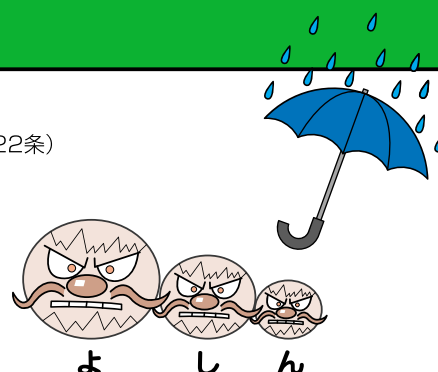
倒壊家屋等からの人の救出、負傷者等への応急手当、医療救護所への搬送など（第26条）

応急危険度判定の結果に応じて、被害を受けた建築物又は宅地から避難し、応急の補強等を行う。（第12条第3項）

地震発生からしばらくして

余震や地震発生後の降雨等による二次災害にも注意する。（第22条）

被災後の生活では、相互に支え合い、助け合う。（第28条）



一人一人の備えができてこそ、南海地震が発生した時に、自らや家族の生命を守ることができます。

また、一人でできないことでも、相互に助け合うことで、多くの人の生命が守られます。そのためにも、震災に強い人づくり・地域づくり・ネットワークづくりが大切になります。

県民のみなさんの備え (第33条ほか)

ステップ1 正しい判断ができるため

- 地震防災に関する知識の習得（知る・学ぶ）



啓発冊子



HP「南海地震に備えてGOOD!!」



南海地震情報コーナー

起震車

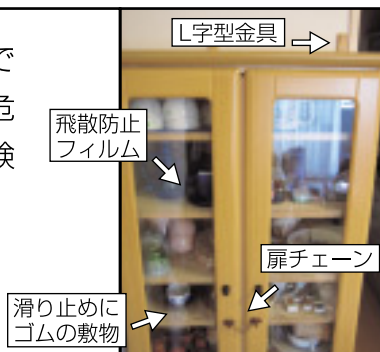
ステップ2 揺れの被害から生命を守るため

- 家の耐震診断と耐震化
耐震性の維持のための点検や補修

特に、昭和56年5月31日以前に建築された（建築中であつたものを含む。）建築物は、耐震診断を受けることが必要



- 家具、電気製品等、揺れで転倒し、落下するなどの危険がある物の安全性の点検や配置の見直し・固定

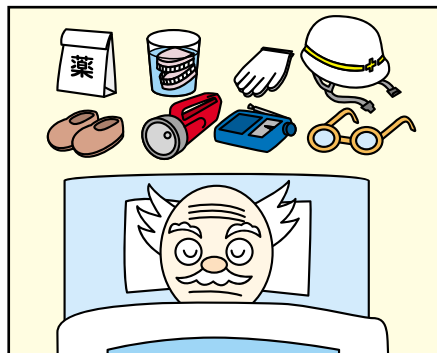


- 屋外にあるブロック塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等の安全性の点検及び転倒、落下等の防止の安全対策の実施



ステップ3 避難を円滑にするため

- 避難を円滑にするための用具や非常持ち出し品の準備
(例) 枕元に靴や非常持ち出し品を置いて寝る
- 緊急避難場所や避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法、家族の集合場所等の確認



ステップ4 火災から生命を守るため

- 消火器等の初期消火に必要な用具の設置や管理
- 消火訓練への参加、消火の技術の習得



ステップ5 生命を救うため

- 応急手当に関する技術の習得



応急手当の訓練 (提供: 安芸市)

ステップ6 生活の安定を図るため

- 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保



ステップ7 その他自らや家族の生命、身体及び財産を守るために必要な備え

- (例)
- 地震保険や自然災害を保障する共済制度への加入
 - 防災訓練や地域の防災イベントへの参加
 - 自主防災組織の結成と積極的な活動参加 ほか



備えは、ステップ番号にかかわらず、できることから始めてみよう。

ステップ1 一人一人が適切な行動や必要な備えを行うため

- 地震防災に関する知識の普及
- 家具等の安全対策の推進 ほか



勉強会（提供：安芸市）



ガラスの飛散防止対策（提供：安芸市）

ステップ2 地域の危険を知り、円滑な避難ができるため

- 南海地震により予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画の作成、津波からの避難訓練の結果を踏まえた当該計画の見直し



防災マップづくり

ステップ3 迅速な災害対応ができるため

- さまざまな想定及び工夫に基づく防災訓練の実施
- 防災用の資機材等の整備と点検
- 救助活動のための知識と技術の習得



納涼祭での「消火用ホースの装着競技」（提供：高知市）

ステップ4 支援の必要な方を地域で支えるために

- 災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり

ステップ5 その他南海地震による地域の被害の軽減のための活動

※自主防災活動を活性化していくため、他の自主防災組織、社会貢献活動団体、地域の事業者等との連携も図っていきましょう。



近隣の自主防災組織同士で行う資機材の使用法の習熟訓練（提供：安芸市）



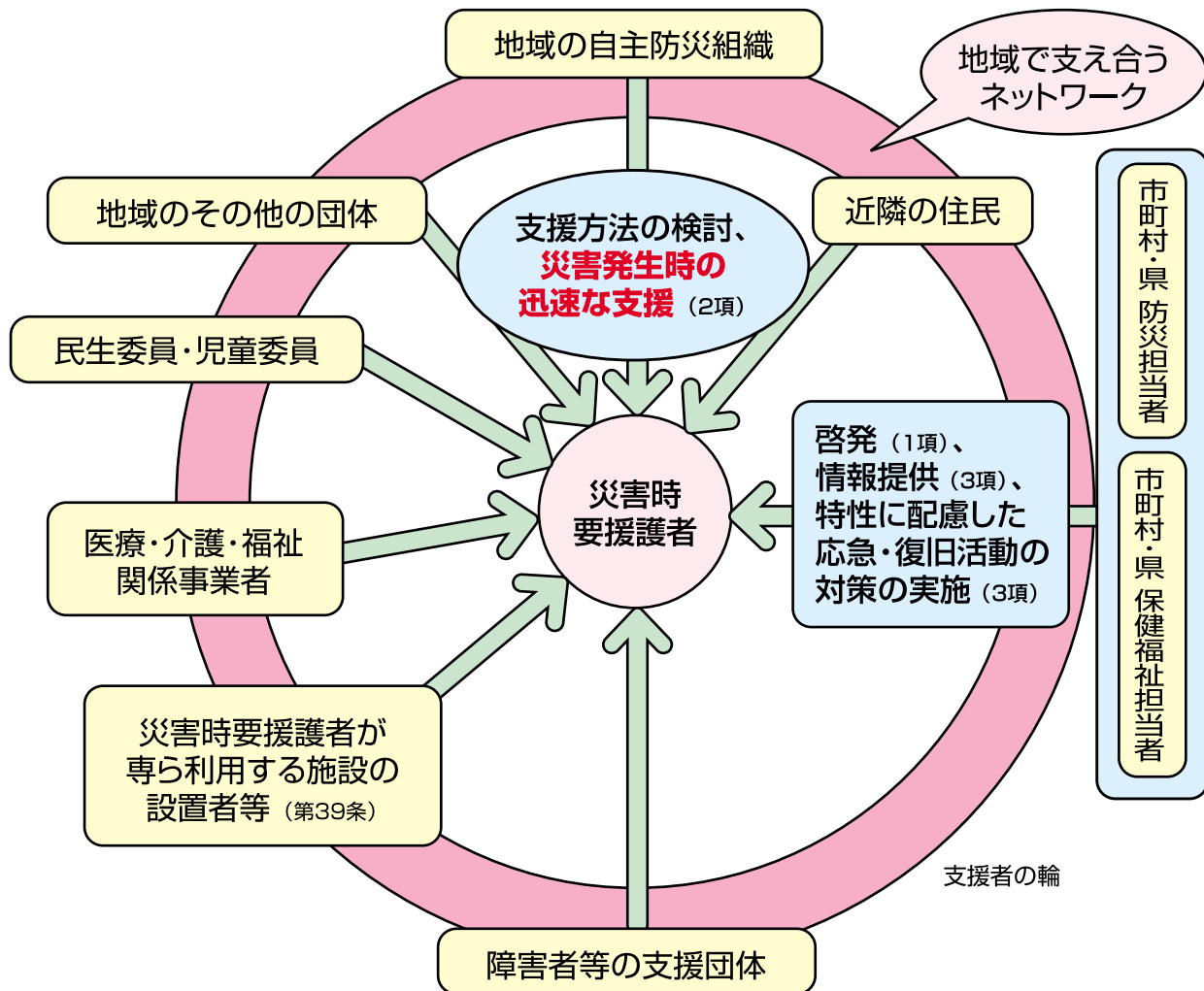
犯罪のない安全・安心なまちづくり活動とのタイアップ（提供：三里交番タウンポリス）



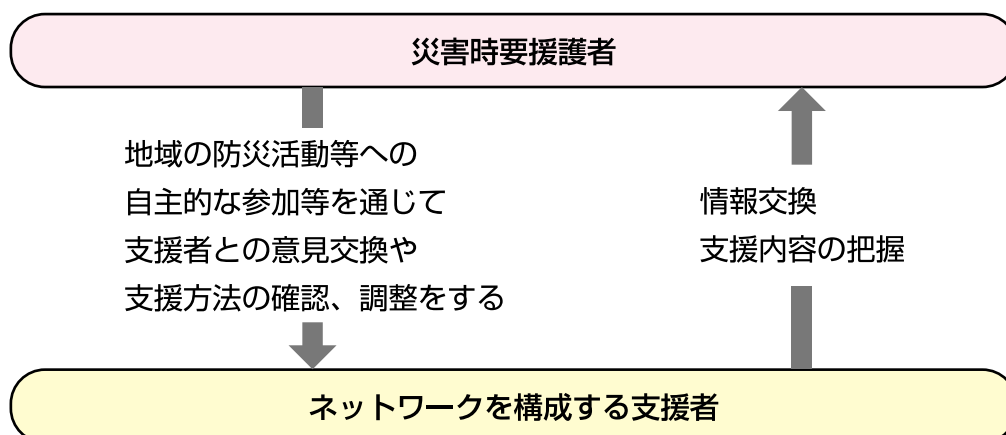
事業所の協力を受けた給水訓練（提供：安芸市）

災害時要援護者への支援 (第37条)

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする方を「災害時要援護者」といいます。この方たちを地域で支え合うためのネットワークづくりを促進し、あらかじめ避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援などの方法を定め、南海地震が発生したときは迅速に支援を行うように努めていきます。



災害時要援護者の把握 (第38条)



ステップ1 地震防災に関する体制の整備

まずは、防災担当者を決めることから始まるよ。



ステップ2 南海地震に関する研修や啓発



ステップ3 事業所内の危険な箇所の点検と安全対策の実施

- 建築物の耐震診断と耐震化
- 家具、電気製品等揺れで転倒し、落下するなどの危険がある物の安全性の点検や配置の見直し、固定
- 屋外にあるブロック塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等の安全対策
- 木材・船舶等の津波による漂流、危険物等の漏出等による被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理



社屋の耐震化工事

ステップ4 事業所内の人の生命を守るための資機材の整備や点検、知識や技術の習得

- 救助活動等に必要な資機材の整備
- 消火器等の初期消火に必要な用具の設置や管理
- 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備
- 食料・飲料水等の備蓄



資機材の点検



机の下の非常持ち出し品

ステップ5 必要な訓練(救助活動、情報の収集・伝達、安否の確認その他必要な活動)について計画を立て、訓練の実施

※地域の自主防災組織が行う防災訓練その他の地震防災に関する活動との連携に努めましょう。

ステップ6 「事業継続計画(BCP)」の作成と計画に基づく備え

南海地震の発生後においても事業を継続するために必要な計画を予め立てましょう。



雇用を守り、取引先との関係も守ることができるのじゃ。

南海地震が発生したら

対応1 避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全の確保（第8条第2項）

対応2 救助活動、情報の収集や伝達、安否の確認

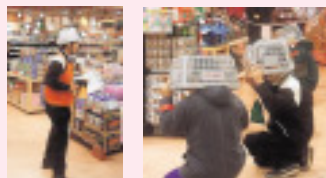
その他必要な活動（第26条第1項）

対応3 火災発生の防止、消火、延焼の防止（第20条第2項）

対応4 施設の点検、危険物や有害物質等によって被害を発生させたり、拡大させないための措置（第23条第2項）

→関係機関への連絡・周辺の居住者等への周知

対応5 事業の早期再開のための措置（第5条第2項）



店舗内の客の避難誘導



事業者の消火訓練

防災文化を根付かせる仕組みや支援

① 学校等における防災教育の推進（第40条）

幼児、児童、生徒又は学生が地震防災に関する理解を深め、南海地震の発生時に自らの安全を確保できるように、子どもたちの発達段階に応じた防災教育を実施していきます。

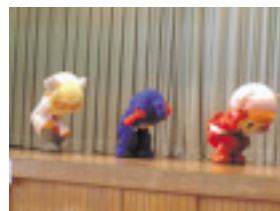
家庭や地域の協力を得て、地域の防災力の向上につながるような実践的な防災教育を目指します。



街角に貼るシールに標高を記入する小学生（提供：興津小学校）



小学生が作成した地域の防災マップ（提供：興津小学校）



高校生による着ぐるみ防災劇（提供：高知東高等学校）

② 高知県南海地震対策推進週間の取組（第36条）

（期間：毎年8月30日から9月5日まで）

- ・ 県民、事業者、自主防災組織等の備えの点検と充実の一週間
年に少なくとも一回は、地震の備えを点検し、改善していきましょう。
- ・ 期間中の日曜日には、県内の自主防災組織による一斉訓練も開催されます。地域の防災訓練を企画し、みんなで参加しましょう。



倒壊家屋からの救助訓練



炊き出し訓練



防災倉庫の資機材の点検

③ 高知県南海地震対策行動計画の作成（平成20年度に県が作成）（第43条・第44条）

- ・ 高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例に定められた内容の実効性を高めるため、県が取り組むべき対策を、平成21年度から平成26年度までの期間を、前期・後期に分け、具体的な取組や達成すべき目標を定めていきます。また、取組の実施状況について、毎年、点検し、公表していきます。

条例の全体構造・目次

南海地震対策の課題は、大きく分けると、「地震の揺れの被害」(第2章)・「津波」(第3章)・「火災」(第4章)・「土砂災害等の危険」(第5章)からどう生命を守るかということと、被災直後の応急活動等により生命を救い(第6章)、早期に被災者の生活の安定を図り(第7章)、よりよい復興を進めていく(第8章)ということに分けられます。これらの課題を章名にし、その解決のために、誰がどういった備えや行動などを行う必要があるかを規定しました。

また、全体を通じてベースとなる「基本理念」、「県民・事業者・県の責務」や「市町村の役割」(第1章)、被害を少なくするために最も重要となる「震災に強い人づくり・地域づくり・ネットワークづくり」(第9章)、南海地震対策を計画的に進めていくための「高知県南海地震対策行動計画」の作成(第10章)について規定しています。

目次

前文	➡ 力を合わせて南海地震の備えを早急に進め、生命を守っていくことを決意
第1章	総則(第1条～第7条) ➡ 基本理念、県民・事業者・県の責務、市町村の役割
第2章	地震の揺れの被害から生命を守る(第8条～第13条)
第3章	津波から逃げる(第14条～第19条)
第4章	火災から生命を守る(第20条・第21条)
第5章	土砂災害等の危険から生命を守る(第22条～第24条)
第6章	震災から生命を救う(第25条～第27条) ➡ 応急期
第7章	被災者の生活の安定を図る(第28条～第30条) ➡ 復旧期
第8章	震災からの復興を進める(第31条・第32条) ➡ 復興期
第9章	震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める
第1節	地域の防災力の強化(第33条～第36条)
第2節	災害時要援護者への支援等(第37条～第39条)
第3節	地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第40条～第42条)
第10章	南海地震対策を計画的に進める(第43条・第44条) ➡ 高知県南海地震対策行動計画の作成
第11章	雑則(第45条・第46条) ➡ 南海地震以外の地震への適用
附則	➡ 条例の施行日は平成20年4月1日から

南海地震の災害事象別に
対策を規定しています。

県民、事業者の備え、
自主防災組織の活動、
災害時要援護者支援、
防災教育ほかの定め

条例については、県庁ホームページ又は南海地震情報コーナーでご覧いただけます。または、県地震・防災課までお問い合わせください。

平成20年7月(第1版)・平成20年10月(第2版)

高知県危機管理部地震・防災課 高知市丸ノ内一丁目2-20

TEL 088-823-9798/FAX 088-823-9253

メール ● 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

県庁HP(地震・防災課) ● <http://www.pref.kochi.jp/~jisinbousai/index.html>

HP「南海地震に備えてGOOD!!」 ● <http://www.pref.kochi.jp/~shoubou/sonaetegood/>

南海地震情報コーナー

高知県庁本庁一階県民室、県立図書館二階、安芸総合庁舎、須崎総合庁舎、伊野合同庁舎、幡多総合庁舎、市役所、町村役場等にあります。